

解説

「新しい学習指導要領が目指す方向性」

解説者

文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課

教科調査官 佐藤 豊

解説「新しい学習指導要領が目指す方向性」

文部科学省 スポーツ・青少年局 企画・体育課
教科調査官 佐藤 豊

はじめに

改めまして、ご参加の皆様こんにちは。

特別講演を頂きました王会長から、学校体育に対する期待をお話頂きました。

会場にお見えのたくさんの参加者の誰もがその栄光を認める国民的人気と人望のある方なので、本当に忙しい状況ですので「大会本部とも、招聘は難しいかもしれませんね」という話をしながら、お願いをしてみました。ご本人の口から、今回、地元福岡での開催であることや、特に「学校の体育を担っている先生方のお集まりでしたら」ということで、最優先でご講演頂くことができました。そういったことはご本人からは、お話にならないので、ここで重ねてご紹介をしておきたいと思います。

私も、今ずっと横で聞かせて頂いて、この後に繋がる非常に良いお話を頂いたなと思っています。例えば、「できるようになることを保証してほしい」という話や、「やはりスポーツというのは言葉の壁を越えて人を結びつけるものだ」という話など、まさに、今回のテーマである「体育的学力」というキーワードを考えるきっかけになる。また、そこに繋がるお話を頂いたと思っています。

また、「もっと国として力を入れて、スポーツの評価が高くなるように・・・」という、激励、かつ厳しいお言葉もいただきました。本当にその通りでありまして、まさに、そういう視点で新しい『学習指導要領』を改訂していった経緯・経過があります。今日の私の話も、新しい『学習指導要領』が目指す方向性という内容で、この後のシンポジウムに繋がりたいと思っていますので、そうした視点からもお聞き頂ければと思います。

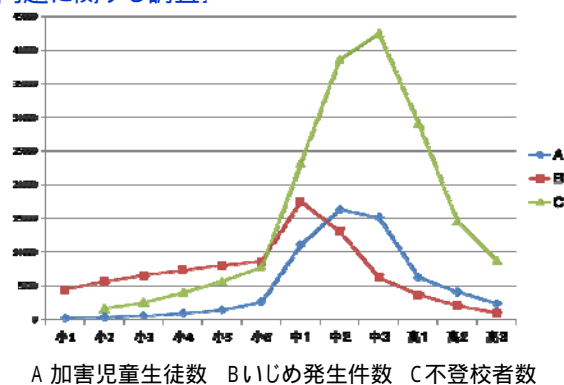
教育課題から見た体育の可能性

これは、平成20年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から一部のデータをグラフ化したものです。これ見て頂いて、生徒指導上の問題を3つ挙げるとしたら、A B Cの3つには何が入ると思いますか？

どなたか、ありますか？はい、「万引き」。結構具体的にきましたね。はい、「いじめ」。「不登校」。他には…。あともう1個くらいないでしょうか。あっ、「校内暴力」。ありがとうございます。

では、解答です。まず、Aの青い山になりますが、中学校2年生で結構多い。これは「加害児童生徒数」、いわゆる「暴力行為」ですね。次に、Bの赤い線。これは「いじめ」の発生件数。これは中学校1年生で結構多いですけど、その後、落ちついていくというデータです。

「平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」



最後に、Cの緑のデータが「不登校」の件数になります。中1、中2、中3と上がっていくに従って数が増えて、高校になると下がってくる。

これらは、今日の「発達の段階を踏まえた・・・」という話に繋がっていくのですが、ごらんのように生徒指導上の諸問題が中学校のところに非常に集中しているというのが、解って頂けるのではないかと思います。今、中学校が悪いという話をするわけではありません。いわゆる二次反抗期に入っていくというような一番大変な時期を中学校期の先生方が担っている、そういった課題意識に基づいて考える必要があると思っています。

生徒指導上の諸問題は様々な発生要因があるので、単純な原因分析をすることは避けたいと思いますが、3つに共通するキーワードとして、「子どもたちが抱えているストレス」が要因の一つにあるのではないのでしょうか。

日本の学校の系統を幼稚園・保育園から大学まで縦に見てみます。そもそも、保育園と幼稚園は、いわゆる設置目的が違うということがあります。幼稚園というのは、『幼稚園教育要領』にあるように、文部科学省の主管です。一方、保育園の方は厚生労働省が主管で、働く、勤労している保護者のサポートといえますか、そういう目的で作られているものです。これらの両方から、就学前経験の違う子どもたちが、小学校1年生と一緒に入ってくるわけで、ここで生じる課題を総じて「小1プロブレム」と呼んでいます。

次に、小学校から中学校に入学する際の課題が「中1ギャップ」と言われています。ここでも先程のデータと連動してもらえると課題が少し浮き彫りになってくると思います。

小学校は、発育・発達の変化の激しい時期で、生まれ月の違いとかによる差の大きさを考えると、相対的な比較よりも、個々の良いところを伸ばしていくことが中心に教育が営まれることが良い形であろうと思います。

しかし、中学校入学と同時に、「高校入試」というのが現実の問題として出てきます。その時に、相対的な位置も含めて、子どもたちに現状の認識をさせるとか、ある程度、集団的な指導の中で規律も大切にしていったりとか、そういった課題も出てくるわけです。

このような体制の急激な変化に対して、子どもたちは、十分に対応できていないのではないかと、という教育的課題が見えてきます。

次の高等学校の段階では、普通科、通信、定時制等も含めて多様な課程があります。その中で、「高校を卒業する」というところに共通性を持たせつつ、実態に応じてどう対応していくのか、というのが難しい課題だと言えます。

大学の方は、大学全入時代を迎えてくると「質の保証」という課題が出てきます。こうした時に、我々、体育はこのような教育課題に対して、どのような貢献ができるのか。そういったことを考えたとき、先程、王会長の話にもありましたように、「スポーツの価値」というのが、一つのきっかけというか、ヒントになるのではないかと思います。

学校における教育課題を現代の子どもたちを取り巻く環境の変化と校種の接続と視点から捉え、体育学習が果たす役割を検討していくことが、これからの体育学習の方向性を考える上で重要な意味をもつと考えられます。

『学習指導要領』改訂のポイント

「生きる力」というキーワードですが、これは、現行に引き続き全教科が共通して進めようとしている重要なものであり、今後も、よりそれを充実していく方向性にあります。いわゆる「知・徳・体」

のバランスが極めて大事だということについては、国民全体で共有する考え方だと思っています。

その上で、体育・保健体育科の改善事項として、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」、「体力の向上」に向けた指導の充実、そして「健康の保持増進のための実践力の育成」といった具体的目標があります。また、この後のシンポジウムでも出てくるとと思いますが、キーワードでいえば、「指導内容の体系化」というのがキーワードになってきます。

また、時間数が増えたということについては、「全体の体力の低下」や「運動経験の二極化」というのが、大きなバックボーンになっています。

ただ、体力の向上を図ると言っても、授業時数が、現在の週に2.5時間から週3時間になったことで、全部担える訳ではありません。

ではその、週3時間で、どこまで何を保証できるのかというところについては、この後お話をさせて頂きたいと思っていますが、「体づくり運動」の領域の改善や、各運動領域で改善していった内容に繋がってくるととらえています。

(1) 指導内容の体系化

これは、よくご覧になる表だと思いましたが、体育の分野における指導内容の体系化というのは、このような形で表すことができます。

最初に、この小・中・高のデータを出させていただいたのは、これを見ていただいて、校種を越えて12年間の接続を考えた系統的な仕組みになっているというのをご理解いただければと思ったところです。

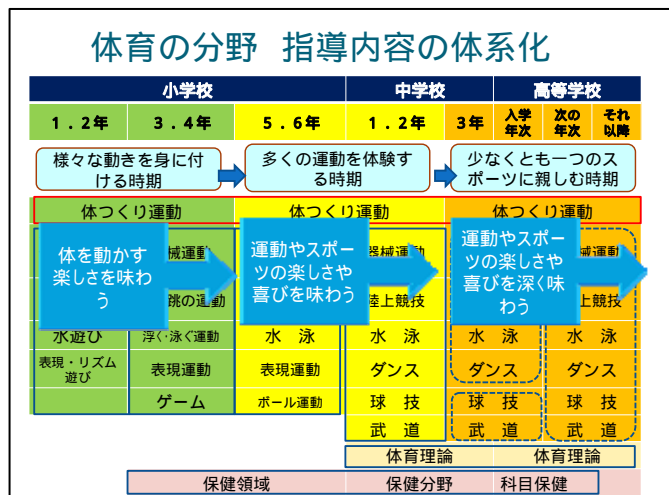
本来は小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間という校種がある中で、あえて2年間で区切りとして、4年間、4年間、4年間という枠の中で「様々な動きを身に付ける時期」、「多くの運動を体験する時期」、「少なくとも1つのスポーツに親しむ時期」という3段階のステップで捉えるようなメッセージとなっています。

まずは体を動かすという楽しさを味わわせ、次に運動やスポーツの楽しさや喜びを味わわせ、最後には、運動やスポーツの楽しさや喜びをより深く味わわせるといった流れを考えました。

その時に、「体づくり運動」などの運動を楽しむための基礎を培う学習、「体育理論」、「保健学習」という知識に関する学習が、極めて重要な意味を持てきます。

この体系化というのは、例えば「態度」に関しましても、学年ごとではないのですが、大きな形で系統化が図られています。小学校の時には、いわゆる「進んで」という共通項目が書かれています。きまりを守るとか、「公正」に関するもの、「協力」に関するもの。これらは、中学校以降、「公正」・「協力」・「責任」・「参画」・「安全」という項目で、発育・発達に応じて、順次内容の広がりに合わせて「積極的」・「自主的」・「主体的」というキーワードで、教育基本法の目標で示された主体的に取り組む態度についても段階的に育むように、『学習指導要領』及び解説で整理がされています。

この後、学校に戻られて先生方に情報をお伝え頂く際に、「技能」を中心としたお話しは比較的多くされると思いますが、是非、「態度」や「知識」、「思考・判断」についても体系化がなされているというのをご理解いただき、かつ意識していただくことが大切かと思っています。



小学校では、「知識」については具体的な記載がありません。「思考・判断」の中で、「～を知り、工夫することができる」というような記載で、「知識」と「思考・判断」を一体のものとして、「(3)思考・判断」の中に書いてあります。主に運動のコツなどの知識が中心となるため、あえて記載していませんが、こうした具体的な行い方がわかることは重要です。中学校以降は、各領域の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、あるいは運動観察の方法などが、『学習指導要領』の「知識、思考・判断」に整理されています。また、先程の「態度」とも関連しますが、先生の指示に従い取り組んでいる段階から、より自主的・主体的学習に取り組むための、課題解決の方法や、運動観察の方法、こういった、自主的な学習の元になるものについても、今回、学習内容の一つ「知識」として、『学習指導要領』に記載がなされ、解説の方にも、具体的に何を教えるのかという態度のもととなる知識が記載されています。

「思考・判断」については、「教えて考えさせる」というキーワードが全教科の中でも出されていますが、思考力・判断力についても、段階的に育てていかないとはいけません。知識のないところに、子どもたちに「さあ、やってみよう。」と言っても、何をどうしていいのか混乱してしまうと思います。知識の広がりに応じて、「思考・判断」を求める範囲を広げていくなど、今回の『学習指導要領』では、学習内容の段階に応じた整理をしています。

(2)「体づくり運動」と体力の向上

さて、「体づくり運動」ですが、現行では体力を高める運動に関する系統性を、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めるための運動として、各運動の体力の要素に応じて整理をして示しています。この中で、例えば、小学校では巧みな動きを高める運動、次に、中学校では心肺能力が向上する至適期ということで、動きを持続する能力を高める運動、そして、高校では、ある程度全身的に体もできてくるということから、力強い動きを高める運動というように、重点化を示していました。今回は、「運動の実践化」、「生活化」という視点で見直しを図られ、体力要素という視点ではなく、運動の継続性、実践化という視点でとらえ直されています。

一つは、低学年、中学年のところに「多様な動きをつくる運動(遊び)」を新たに加え、「体づくり運動」が、12年間必修となるということが大きな変更点になります。

この際のメッセージとして、小学校低学年から体力向上のためのトレーニングを始めるということではありません。この小学校低学年、中学年では、各領域の将来の学習に向けて基礎になるような多様な動きの能力を高めておくことをターゲットとしています。その上で、小学校高学年、中学校の前半では、体力が高まったかどうかということではなく、体力とはなにか、なぜ高めていく必要があるのか、正しい行い方、効率的な組み合わせ方等を学習します。

例えば、体の柔らかさを高める運動を組み合わせると5～10分でやるにはどうしたらいいだろうか、というような学習内容も考えられますし、4つの要素をバランス良く高めていくにはどうしたらいいだろうか、という学習内容も考えられるということです。

こういった体力に関する概要的な学習を踏まえて、中学校3年生以降は、自分の目的に合った運動の計画に取り組むことがねらいとなります。まず9割5分の生徒は卒業後スポーツを職業とする道には進まないということを前提として、では、『学習指導要領』が全ての国民に対して何を保証するかということ考えた時、その9割5分の子たちに体育の学習は高校3年生まで必要ないのかということ、それはそうではありません。先程、王会長から、全ての基礎となるのが、学力もそうですが、体力であるというお話をいただきましたが、全ての生徒が取り組むべき学習は何かと考えた時、生活を営む

ためにも体力を高めることは大切です。

全ての生徒が体力向上の必要性を受け止めてもらえるよう「運動のための体力」と、「健康を維持するための体力」という2つの考え方で今回は全面的に捉え直しています。

運動を、より良く行いやすくするための体力という捉え方でいけば、様々なトレーニングを行い、例えば中学校、高校での運動部活動に活かしていくような計画の立て方というのがあるかと思います。

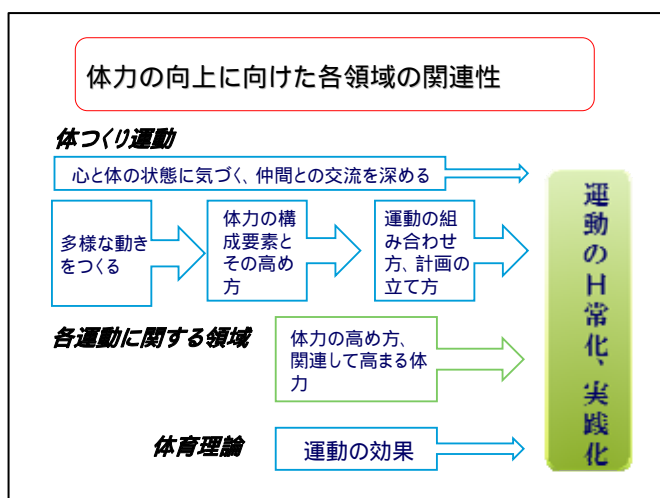
一方で、運動習慣の少ない子どもたちの問題があります。例えば、全国体力・運動能力、生活習慣等調査を2年間実施した結果、客観的なデータとして中学校の女子で、体育の授業以外は週に60分以下しか運動しないと回答した子が何%いたかご存知ですか。中学校2年生の女の子のうち、体育の授業以外は、ほとんど運動をしていないと言い換えても良いかもしれませんが、そういう回答をした子は何割くらいいたのでしょうか。実は、3割を超えているのです。男子を見ると小学校5年生で約1割くらいですね。中学校になるとさらに下がるのですが、これは、多くの子どもが中学校に入ると同時に運動部活動の方に流れていって、部活動の加入率が男子ですと7割を超えているという実態もあります。それに対して、中学校女子のデータでいきますと、小学校5年生で2割を超える子がもう運動はしていません。それが、中学校に入ると3割を超えるんですね。ましてや、そういう子たちが高校に入ってくると、割合としてはもうちょっと増えるのではないかなという予想も立ちます。運動部活動の加入率を見ましても、中学校だと6割5分ありますが、高校に行きますと男女合わせて4割で女子は2割5分です。そう考えると、結構な数の生徒が、もう運動習慣がなくなっていると捉えた方が良いのではないのでしょうか。では、そういう子たちに対してどういう授業を展開していったら、全ての子どもたちが満足するか、あるいは必要性を感じてくれるかと考えたとき、健康に生活するための体力を高めるという内容を充実させながら、子どもたちが目的に応じて選べるような授業展開というのが求められると言えます。

では、この体力を高めるということですが、今回の改訂の中では、どこでやっていくのかということですが、今、一つ話しました「体づくり運動」の領域が直接関わってきますが、「体づくり運動」以外にも、中学校以降では、各運動に関する領域でも、その領域に関連して高まる体力を『学習指導要領』解説の方に記載しています。ですから、「体づくり運動」では、正しい高め方や高めることの意義を学び、それ以外の「運動に関する領域」では、そのスポーツを長く楽しむための体力はどうやって高めたら良いか、あるいは、その種目でどういう体力要素が高まるのかという知識学習が入っています。

そして、もう一つ「体育理論」の方でも、「運動やスポーツが心身に及ぼす効果」というのも学習内容として入っています。

現行の『学習指導要領』では、「体づくり運動」と「体育理論」を一層関連させて学習することとしたため、授業は効率的に進めやすかったと思いますが、一方で学習評価がどちらの領域で行ったら良いのかという課題が生じていたことと思います。

明日の公開授業等においても、その辺のところは明確になってきて、指導計画等も随分立てやすく



なったのではないかと思います。作成する側としても、学習評価も含めた明確化という視点も踏まえられました。

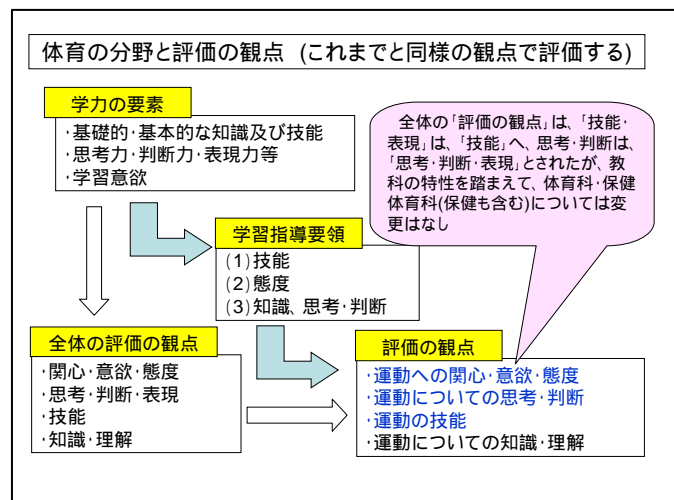
今回、まとめりとして、座学でやるべき必要性のある内容を「体育理論」として整理をしています。

一方、運動しながら学んだ方がいい内容については、「体づくり運動」の領域に整理をしたり、また、その領域固有の歴史であるとか、その領域固有の特性であるとか、関連して高まる体力や高め方は、各運動に関する領域の中に整理しています。

このように、「体育理論」では、あえて座学でやる必要性のあるものを取り上げて、学習していく形になっています。

新しい教育課程における「学習評価」

さて、「学習評価」について少し説明したいと思います。学力の要素については、「学校教育法」で「基礎的・基本的な知識及び技能」そして「思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲」という、いわゆる「生きる力」に向けた確かな学力として、3つの学力の要素に整理がなされました。これをもとに教科全体の評価の観点に関しては、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「表現・技能」、「知識・理解」と再整理がなされています。



これまで、技能と表現を一体の観点として捉えていましたが、「思考・判断」したことを表現するという一体の能力としてとらえるように「思考・判断・表現」と変更になりました。

しかし、体育の場合は、次の二つの点に留意する必要があります。

一点目は、体育の中で「表現」というのは、身体表現を意味しています。これに対して、先程の教科全体としての「表現」は言語表現を中心に捉えておりますので、言語表現と身体表現が混在してしまいますと、非常にわかりにくくなります。それで、運動の技能においては、これまで通り体育としての表現、つまり身体表現を含むものとして評価を行っていきます。

したがって、評価としては4つの観点は変更がないということについてご理解いただき、引き続きお取り組み頂ければと思います。

二点目は、「関心・意欲・態度」という観点についてです。他の教科では主に知識を中心に内容の記載がされています。体育の場合でみますと、知識に関する領域である「体育理論」や、「保健の分野」もそうですけども、「～を理解できるようにする」という書き方をしてあるものについては、『学習指導要領』に記載された内容は、概念とか事象とか、主に知識となります。そこには「関心・意欲・態度」も、「思考・判断」も記載がありません。したがって、それを観点別に評価する際は、その学習する知識の内容に対して興味を持って取り組めるかどうかというのが「関心・意欲・態度」となり、その知識を上手く活用できているかどうかというのが「思考・判断」になってきます。これは、学習活動の工夫が求められますし、座学の場合、十分満足と判断される状況なのか、概ね満足と判断される状況なのかが必ずしもわかりやすい形で現れないとの指摘もあり、「関心・意欲・態度」は、例えば、評定への反映は加点要素として位置づけるなど「評価の結果が進学等において活用される都道府県等

の地域ごとに評価の在り方等を適切に考え、工夫の仕方を統一することが必要」との記載も「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」で見られます。

ただ、体育は、「(1)技能(運動)」、「(2)態度」、「(3)知識、思考・判断」として指導する内容をきちんと『学習指導要領』で書いていますので、是非、その点は、今後も譲らずに「関心・意欲・態度」を他の観点と同様に評価すべき観点として継承して頂きたいと考えています。

このことは、体育の学習の価値というところに返ってくると思います。もし、他の教科ではできないが、体育のできるものは何かと問いかけをした時に、知識学習だけではない、いわゆる「態度」の学習内容が含まれているということです。それから、体を動かしながら思考力、判断力が育成できるということ。知識を習得することが究極の目的ではなく、「知識」と「思考・判断」、「態度」、「技能」という3つの学習内容を総合的に育成していくというのが体育学習の特徴であって、他の教科とは違う個性として、明確に出していきたいと思っています。

これは、今回のテーマである「体育的学力」とリンクしているのではないかと思います。

移行期における課題

さて、最後に移行期の課題ということで、お話をしたいと思います。現在、平成22年度ですが、次年度より小学校は完全実施を迎え、中学校は1年後に完全実施を迎えます。高等学校の場合は、学年移行で、3年間をかけて入学年次から順次移行していきます。何故高校のみが学年移行かというと、高校の場合は課程が多様なので、例えば学校設定科目が多数設置している学校や、定時制、通信制なども含めて全ての学校が一斉に新しい教育課程に移行するというのは難しいところがあります。

移行措置について

学校の判断により、教育課程の全部又は一部を新学習指導要領によることも可能

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	移行措置	移行措置	完全実施	完全実施	完全実施
	第1学年 102時間 第2学年 105時間		第1学年 102時間 第2学年 105時間	第3学年 105時間 第4学年 105時間	第5学年 90時間 第6学年 90時間
中学校	移行措置	移行措置	移行措置	完全実施	完全実施
	全学年 90時間			全学年 105時間	
高等学校		移行措置	移行措置	移行措置	学年移行
	時間数の変更はなし				

実態としては、小学校6年間分、中学校3年間分は一気に移行となりますから、高校も複雑な教育課程でなければ完全移行も可能ですが、あえて、課程の多様性も踏まえて、国の最低基準としては、1学年ずつ移行するという配慮をしています。

では、「この間に何に取り組むべきか」ということについては、次のシンポジウムの課題に繋がっていく内容だと思えますが、まずは、今まで、お話ししたようなことが、『学習指導要領』の解説を読んでもいただければ、「総説」のところに示しています。また、新たに「内容の解説」という項目が総説に入っています。「『技能』、『態度』、『知識、思考・判断』というのは何なのか」ということについて、中学校、高校の解説に記載があります。

総説の中で、『学習指導要領』改訂の趣旨とともに、全教科が抱えている課題、その教育課題に対して体育はどう対応しようとしているのか、ということを理解していただければと思いますし、それは、小・中・高の指導内容の系統性・体系化であり、あるいは発達の段階のまとまりを踏まえた明確化というのが答えになると思います。

その上で、小学校では、この移行期にこれまでの取り組みを踏まえた新しい年間指導計画の作成、それから、中学校では、途中で移行を迎える学年については、新旧の『学習指導要領』のスムーズな移行にどのように対応するかというも考慮しておくことが大切です。

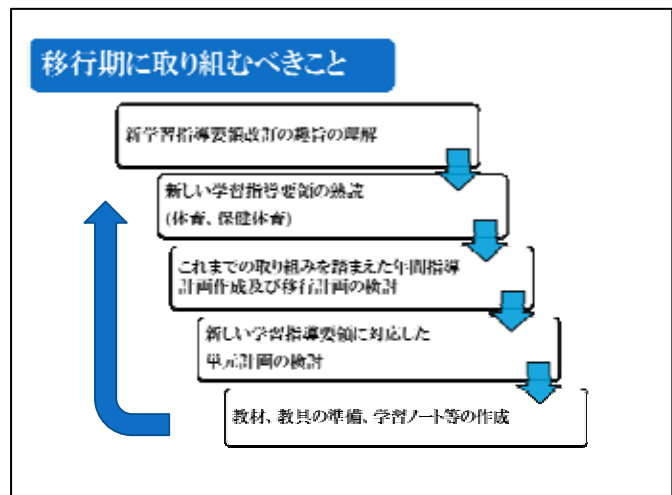
それから、新しい『学習指導要領』に対応した単元計画の検討。総時間数が新旧で一緒ではないので、先行実施するといってもなかなか難しいという現実があります。

90時間が105時間に増えた時に初めて内容の時間数というのが確定しますので、現行の90時間のできることは、指導内容の準備というのが中心になるかと思えます。

さらに、教材・教具の準備、学習ノート等の作成。いきなり具体的なものから始めてしまうと、『学習指導要領』の趣旨とずれるところが出てくると思えます。是非、この辺は作成したものが理念に合った形になっているのかどうかということについて、何度かスパイラル的に見直しを図りながらブラッシュアップをしていただくといいと思えます。特に、小学校の方は、現時点では、体系化を踏まえた指導計画の作成というのが求められるのではないかと考えています。

特に、教科担当制（専科制）を引いていない小学校におきましては、もしかしたら、担任の先生ごと別々の指導計画になる傾向が出てくるかもしれません。そういった場合、それぞれの担任の先生ごとの指導計画ではなくて、6年間を見通して中学校にどう繋ぐのかという視点を踏まえた大きな枠組みで、体育主任の先生を中心に全体調整をしていただければと思います。その際に、学年というより、今回、中学校2年生までは、2学年ごとのまとまりの弾力化という形で系統性を示していますので、2年間の計画の中の前半部と後半部、例えば3年生と4年生であれば3・4年という中学年の『学習指導要領』に示された内容の3年生の部分、そして4年生の部分と考えていただきたい。そうすると、毎年同じことを学ぶといった重複が避けられるとともに、解説等に出てくる例示等も行いやすくなると思えます。是非、そういった2年ごとのまとまりで構想して頂きたいと思っています。

また、系統的に示すということは、その学年で必ず指導する最低基準が示されているわけですから、例えば、中学校1・2年生で示された内容は、中学校1・2年生の中で指導して頂く必要があります。しかし、もし中学入学時に学びの違いが大きくて、とてもそこまでいかないという実態が出てきた場合にどうしたらいいかといった問題。この様な時、例えば中学校1年生でしたら、単元の出だしに小学校5・6年生の教材を用いて、どのくらいの子が指導内容を実現していて、どれくらいの子が課題を持っているかといった、5・6年生の実現状況の確認等をした上で、中学校1年生で示された指導内容に入っていく。可能であれば、最終的なところでそれらを活用する活動、あるいは探求するような活動を組み込んでいくといった指導過程を設定する。そうすれば、復習があり、その当該学年でやるべき内容もあり、それらを活用する活動、あるいは、途中で十分な時間が保証できない場合は、最後のところで更に補充的に繰り返し学習するという時間に当てていくといった単元構成もイメージできると思えます。



これは、45分あるいは50分の中で、毎時間、必ず縦に3分割するというメッセージではなくて、1単位時間の中で組み込んでいくという考え方もあるでしょうし、実際の授業は、それをもう少し緻密に組み込まれた3つめのモデルのように混合型になるかとも思います。

先生方は現在でも、種目によっては、個別の指導をする一方で、能力の高い子には違う課題を出すというように、それまでの学習内容を指導しつつ、新しい内容に入り、それを発展的、あるいは個々に応じて指導をされておられると思います。その時、例えば、学年が上がれば上がる程、学びの違いがどうしても大きくなるという現状の課題も出てくると思います。特に高校の場合、選択制の授業をとっておりますので、その種目の経験がない子が、ある時点からその種目を選択してくるということが考えられます。このような仮定では、全部の時間は補償できませんが、一旦、前半部のところで既習内容を補償するような時間を取ってあげることで学びの違いを解消していく工夫というのが出てくるのではないかと考えています。

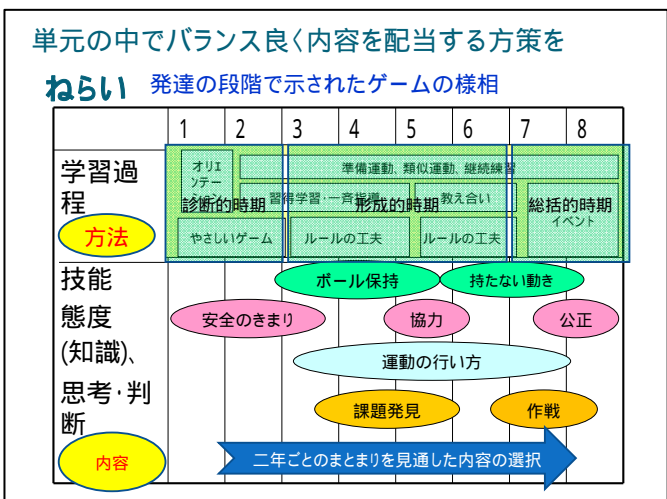
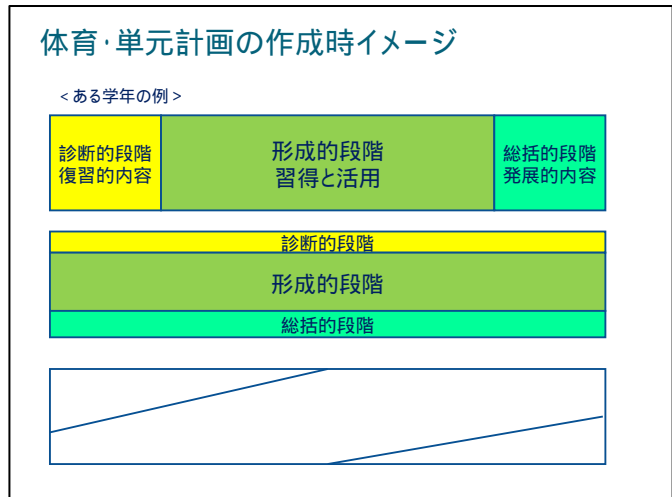
また、学習過程は、単独であるわけではなくて、学習過程と学習内容というのが常にリンクしながら単元計画が作られる必要があるのではないかとこのことを国立教育政策研究所の研究指定校事業等で研究を進めています。また、先生方と共にこれらについて考えていきたいと思っています。

一つの事例で見てみると、この場合8時間を通したゲームの様相というのが大きなねらいになります。簡易化された様相のゲームができるというのが小学校5・6年生、中学校にいきますともうちょっと具体的な内容の様相になってきます。その時に実際に示されている技能は、「ボールを持つ動き」と「ボールを持たない動き」という中で例示が示されています。

仮に1つのモデルとして考えてみたいと思います。まずボールを持つ動きを3時間目から

入ると設定した場合、その診断的な段階では、新しい内容は前半ではやらずに、前に既習している内容を使った時間があるって、そして新しい学びの形成的な段階があって、最終的にもう一度子どもの学びが十分できているかどうか、ご自身の確認と生徒の学習評価の確認をする段階を設けて頂くような総括的段階といった単元構成が考えられるのではないかと思います。

その時に、「技能」を外した体育の学習はありえませんが、「技能」を学ぶのと同時に、例えば、学び方の工夫などから、安全や協力などについても学習過程を組む。これは、おそらく協力する場面が出てこない限りは、何を協力したらいいかわからないということになってしまうので、より協力する姿が出てきやすい学習過程の工夫というのが必要になると思います。



同じく、「思考・判断」もそうです。「思考・判断」するねらいをもった学習がされない限りは、「思考・判断」する力は使わないし、それを評価しようとしても難しい。これらをバランス良く見ていくと、学習過程も自ずとその組み立て方が出てくるのではないのでしょうか。ただこれは1つのモデルで完結するわけではなく、子どもたちのそれまでの学習歴、地域で取れる時間数、学校以外での子どもたちの運動経験など、様々な要因によって全国それぞれ違うと思いますので、そこが、生徒の一番身近にいる先生方に託された授業の創造力というか、テクニックといえますか、先生方の思いを発揮して頂くところであると思います。

共通する部分は国として保証していく、すなわち、大まかな包括的な指導内容は示して、日本の教育の質の保障をする。より具体的な実際の指導の在り方や学習過程は、先生方の持たれている経験に託して、自由に発想していただく。それがより子どもたちにとっては幸せであり、よりわかりやすい楽しい授業ができるのではないかと思います。

まとめとして

最後に、まとめとしては、「生きる力」の育成に向けた方向性を重視していく、体系化を踏まえた授業づくり、指導内容のバランス、何度かお話ししたように、「技能」だけではなく、「態度」や「知識、思考・判断」、小学校では「思考・判断」、この3つをバランスよく育む学習過程が求められていると思います。そして、指導内容は、『学習指導要領』に示された全国共通のものを外さないということ。その指導内容を実現する具体策（方法）は示しておりませんので、先生方の創意工夫、是非、各県の小・中・高の体育研究会等の中で、そういったものを提案して頂き、全国に発信して頂ければと思います。

さらに、子どもたちにとって、楽しくない体育というのは、最終的に長続きしませんから、やはり、全ての子どもたちに体育の楽しさを保証していくと。これによって生涯にわたる豊かなスポーツライフの継続ということを図っていただければと思っています。

この後は、シンポジウム、そして明日の各学校における研究発表という形になっていきますが、全国の先生方におかれましては、それらを参考に移行期における取り組みをお持ち帰りいただければと思います。

以上をもちまして、「解説」を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

